

日時・場所	令和4年10月31日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、北協教育部次長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

- 昨日は3年ぶりに野洲市総合防災訓練が実施され、皆さんが実践しながら一生懸命やっている姿を見させていただいた。訓練は大事であるが、この訓練の成果が活かされるような災害が起こらないことを願う。

2. 議題

【審議事項】

- ①野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料及び勤勉手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。また、会計年度任用職員の給与等について、正規職員の給与改正に鑑み改正を行う。

→本市の会計年度任用職員は、昇給制度がないことなどで、給与面での格差があるということだが、今回の改正で任用期間である5年間の総収入はどの程度差が埋まるのか。

→湖南4市で比較すると本市は総額が一番低い。改正後もそれは変わらないが、差は縮小される。

→対象となる人数と影響額は。

→対象人数は、様々な雇用形態があり正確に出せない。影響額は令和5年度の試算で年間約6,700万円である。

→保育士・幼稚園教諭について、今年の2月から処遇改善として国が月額9,000円相当の賃上げをしており、本市では民間園のみを対象としている。公立園についても、人材確保の面で近隣市町と均衡を保ちながら、処遇改善について担当課と協議いただきたい。

【報告事項】

- ②野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

- ③外部相談窓口設置について

ハラスメントの苦情相談及び公益通報等の相談について、11月1日より、新たに外部相談窓口を

設置する。外部相談窓口を設置することにより、職員等が安心して、気兼ねなく相談・通報ができる環境を整備するもので、弁護士が相談にあたることで、専門的な対応が可能となる。

手続きや相談の流れ等は、インフォメーションで全職員に周知する。

→当該法律事務所の選定方法は。

→本市の顧問弁護士に推薦を依頼した。

→弁護士事務所にはそれぞれ専門分野があると思うが、当該弁護士事務所はハラスメントや人権問題に精通されているのか。また実績はあるのか。

→実績までは把握していないが、ハラスメントや人権問題の相談という目的を伝え推薦を依頼している。また、当該弁護士との面談でも目的をお伝えし、了解を得ている。

④野洲市特別職のハラスメント防止の行為規範 について

ハラスメントに関する問題を解決するために市長、副市長、教育長及び病院事業管理者が認識し、行動すべきことを定めた「野洲市特別職のハラスメント防止の行為規範」について報告する。

→全国的に話題になっている議員のハラスメントについては検討しないのか。今後の予定は。

→議員のハラスメントについては、条例を制定されている自治体が全国でいくつかあり、多くは議員発議で制定されている。今後検討は必要であると考えているが、市が制定して議員の皆さんにお示しするのか、議員自らが発議されるのか、今後の検討課題である。

→規範を制定するかどうかは別として、ハラスメントについて議員の皆さんで議論する場を設けるかどうか。

→議会には政治倫理条例が制定されており、その第3条に政治倫理基準がある。現時点で議会事務局としては、この規定で運用できると判断している。

3. 次回部長会議の予定

11月7日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会